

改正

平成28年3月18日規則第16号

平成28年7月4日規則第58号

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の施行及び特定動物の飼養等の許可等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市動物の愛護及び管理に関する条例（平成25年新潟市条例第6号。以下「条例」という。）の施行及び特定動物の飼養等の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(犬の飼養施設の基準)

第2条 条例第9条第6号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 犬が逸走することができない構造であること。
- (2) 飼主等（条例第4条に規定する飼主等をいう。以下同じ。）の目が容易に届き、通行人、来訪者その他の者に害を加えるおそれがない場所にあること。
- (3) 犬の大きさに応じた広さの犬舎又は寝小屋を設けること。
- (4) 犬舎又は寝小屋は、犬が落ち着けるように配慮され、清掃を容易にすることができる衛生的な構造であること。
- (5) 大きさ及び闘争本能に鑑み人に害を加えるおそれが大きい犬（秋田犬、土佐犬、シェパード、グレートデン及びこれらの雑種）を飼養し、又は保管する場合は、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる基準に適合すること。

ア おりその他の囲いの中で飼養し、又は保管する場合の囲いは、鉄、金網その他の堅固な材料で造り、出入口の戸には、錠を設けること。

イ 人の出入口又は通路に面して建物その他の固定された物件につないで飼養し、又は保管する場合は、出入口側又は通路側に人止め柵を設け、飼主等以外の者に対し注意を喚起させる標識を掲示すること。

(標識)

第3条 条例第9条第7号の標識は、別記様式第1号によるものとする。

(犬の係留等の例外)

第4条 条例第10条第1項第4号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 競技会、展示会、サーカスその他これらに類する催しに供する場合

(2) 愛玩目的のために生後91日未満の犬を飼養し、又は保管する場合

2 条例第10条第2項の規則で定める正当な理由は、人命救助その他これに類する理由とする。

(犬による事故が発生した場合の届出)

第5条 条例第11条第1項の規定による届出は、別記様式第2号によるものとする。

2 条例第11条第3項の規定による届出は、別記様式第3号によるものとする。

(犬又は猫の多頭飼養の届出の例外)

第6条 条例第14条第1項の規則で定める者は、市及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するため犬又は猫を飼養する者とする。

(犬又は猫の多頭飼養の届出)

第7条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による届出は、別記様式第4号によるものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 飼養施設の所在地

(3) 飼養数

(4) 主に管理する者の氏名

(5) 繁殖を防止するための措置の内容

(6) 排せつ物その他の汚物の処理方法

(7) 死体の処理方法

(8) 周辺的生活環境を保全する方法

2 条例第14条第2項の規定による届出は、前項第1号（飼主等が変更になる場合を除く。）又は第3号から第8号までに掲げる事項のいずれかに変更があった場合に作るものとし、当該届出は、別記様式第5号によるものとする。

3 条例第14条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、飼養数の減少又は飼養数の増加（当該増加の数が同条第1項又は第2項の規定による届出のうち、直近の届出により届け出た飼養数の30パーセントに相当する数以上である場合を除く。）とする。

4 条例第14条第3項の規定による届出は、別記様式第5号によるものとする。

(特定動物の飼養又は保管の許可の有効期間)

第8条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第26条第1項の許可の有効期間は、特定動物（同項に規定する特定動物をいう。以下同じ。）の種類にかかわらず、5年とする。ただし、特定動物の飼主が新たに別の種類の特定動物を飼養する場合で

あって、当該飼主の申出があったときは、当該飼主が現に受けている許可の有効期間の残余期間を当該特定動物の飼養に係る許可の有効期間とすることができる。

(特定動物の逸走等の届出)

第9条 条例第17条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

- (1) 特定動物が逸走した日時及び場所
- (2) 逸走した特定動物の種類及び習性
- (3) 特定動物が逸走した時の状況

2 条例第17条第2項の規定による届出は、同条第1項の規定により講じた措置の内容を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

3 条例第17条第3項の規定による届出は、別記様式第6号によるものとする。

4 条例第17条第4項の規定による届出は、別記様式第7号によるものとする。

(犬又は猫の輸送に関する帳簿の備付け)

第10条 条例第18条第1項の必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該犬又は猫の毛色
- (2) 当該犬又は猫の性別
- (3) 当該犬又は猫の生年月日（輸入等をされた犬又は猫であって、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- (4) 輸送前の飼養施設の名称及び所在地
- (5) 輸送後の飼養施設の名称及び所在地
- (6) 条例第18条第2項の規定による観察を行った場合は、次に掲げる事項
 - ア 輸送の完了後2日間における当該犬又は猫に係る健康上の問題の有無
 - イ アの健康上の問題があった場合は、当該健康上の問題があることが認められなくなった年月日
- (7) 当該犬又は猫を販売に供した年月日

2 条例第18条第1項の帳簿は、その所有する犬又は猫の個体ごとに備えるものとし、記載の日から5年間保存しなければならない。

(犬又は猫の引取り等)

第11条 法第35条第1項の犬又は猫の引取りを求めようとする者は、別記様式第8号により市長に申請しなければならない。

2 法第35条第3項の所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求めようとする者は、別記様式第9号により市長に申請しなければならない。

(通知方法等)

第12条 条例第20条第2項の規定による通知は、次の各号のいずれかに掲げる方法より行うものとする。

- (1) 配達証明郵便
- (2) 使送
- (3) 電話
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

2 条例第20条第3項に規定する引取りをしようとする者は、別記様式第10号により市長に申請しなければならない。

(薬物の使用方法)

第13条 条例第21条第2項の規則で定める薬物の使用の方法は、麻酔銃又は置き餌による方法とする。

2 前項の置き餌による方法で薬物を使用する場合は、野犬等（条例第20条第1項に規定する野犬等をいう。以下同じ。）を捕獲するために必要最小限の期間とし、道路、空き地、広場、堤防その他適当な地表に、薬物を混ぜた餌である旨の表示をした紙片その他の物を添えて薬物を混ぜた餌を置くことにより行うものとする。

3 条例第20条第1項の職員は、薬物を混ぜた餌が置かれた場所を巡回するとともに、前項の規定により定めた期間が経過する前に当該餌を回収しなければならない。

(薬物使用の周知方法)

第14条 条例第21条第2項の周知の方法は、薬物を使用する区域及びその周辺の区域において、薬物を使用する区域、薬物の使用期間その他必要な事項を公衆の見やすい場所に掲示するほか、文書の回覧又は配布により行うものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、新聞、放送機関、広報車その他の方法により行うものとする。

2 前項の規定による掲示その他の方法は、薬物を使用する日の3日前からその使用が終了する日までの間の適当な日に行うものとする。

3 野犬等が人の生命又は身体を侵害したため直ちに薬物を使用する必要があると市長が認める場合は、前2項の規定にかかわらず、薬物を使用する日に適切な広報活動を行うことにより薬物を使用する区域及びその周辺の区域の住民に周知することをもって足りる。

(立入調査を行う職員の身分証明書)

第15条 条例第25条第2項の立入調査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第11号によるものとする。

(過料処分の手続)

第16条 市長は、条例第32条の規定により過料の処分をしようとする場合は、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ別記様式第12号による告知書によりその旨を告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の弁明は、別記様式第13号による弁明書の提出をもって行わなければならない。ただし、市長が口頭で行うことを認めた場合は、この限りでない。

3 市長は、条例第32条の規定により過料の処分をする場合は、別記様式第14号による過料処分決定通知書により、過料の処分を受ける者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。ただし、第6条、第7条、別記様式第4号及び別記様式第5号の規定は、同年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成25年8月31日までの間における第10条及び別記様式第9号の規定の適用については、同条中「猫」とあるのは「ねこ」と、同条第2項及び同様式中「第35条第3項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

附 則 (平成28年3月18日規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月4日規則第58号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

別記様式第1号 (第3条関係)



犬の加害届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 住所（法人にあつては所在地）
 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 電話番号

犬による事故が発生したので、新潟市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項の規定により届け出ます。

犬種		体格	大・中・小
毛色等		性別	おす・めす
年齢		呼称	
鑑札番号	年度 第 号	注射済票番号	年度 第 号
事故が発生した日時 及び場所	日時 年 月 日	午前・午後	時 分
加害の程度及び部位			
事故発生時の状況			
事故発生後の措置の 内容			
過去の事故の有無	有 ・ 無		

被 害 者	住所		
	氏名	電話番号	(歳)

犬による被害届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 住所（法人にあつては所在地）
 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 電話番号

犬に害を加えられたので、新潟市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第3項の規定により届け出ます。

被害者	住所
	氏名 電話番号 (歳)
	職業等
事故が発生した日時 及び場所	日時 年 月 日 午前・午後 時 分 場所
被害の程度及び部位	
事故発生時の状況	

害を加えた犬	犬種		体格	大・中・小
	毛色等		その他の特徴	
	飼主等	住所		
		氏名 電話番号		

多頭飼養届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 住所（法人にあつては所在地）
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例第14条第1項の規定により届け出ます。

飼養施設の所在地	
飼養数	犬 おす（ ） めす（ ） 計 匹
	猫 おす（ ） めす（ ） 計 匹
	合計 匹
主に管理する者の氏名	
繁殖を防止するための措置の内容	
排せつ物その他の汚物の処理方法	
死体の処理方法	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物処理 <input type="checkbox"/> 焼却処理 <input type="checkbox"/> 埋却処理 <input type="checkbox"/> その他（ ）
周辺の生活環境を保全する方法	鳴き声（ ） 臭気（ ） 毛の飛散（ ） その他（ ）

注1 死体の処理方法の欄は、該当する□にレ印を記入してください。その他にレ印を記入した場合は、その内容を（ ）内に記入してください。

2 周辺の生活環境を保全する方法の欄は、（ ）内に具体的な方法を記入してください。

多頭飼養（変更・廃止）届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例第14条第2項又は第3項の規定により届け出ます。

- 1 変更・廃止年月日 年 月 日
- 2 多頭飼養の届出年月日 年 月 日
- 3 変更の内容

変更事項		<input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 飼養数 <input type="checkbox"/> 主に管理する者の氏名 <input type="checkbox"/> 繁殖を防止するための措置の内容 <input type="checkbox"/> 排せつ物その他の汚物の処理方法 <input type="checkbox"/> 死体の処理方法 <input type="checkbox"/> 周辺の生活環境を保全する方法
変更内容	変更前	
	変更後	

注1 変更・廃止のうち、該当するものに○を付けてください。

2 変更事項の欄は、該当する□にレ印を記入してください。

特定動物の加害届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 住所（法人にあつては所在地）
 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 電話番号

特定動物による事故が発生したので、新潟市動物の愛護及び管理に関する条例第17条第3項の規定により届け出ます。

飼養施設の所在地			
特定動物の種類		飼養等の許可の番号	
識別措置の種類	マイクロチップ（No： ）・その他（ ）		
事故が発生した日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時 分
加害の程度及び部位			
事故発生時の状況			
事故発生後の措置の内容			
過去の事故の有無	有 ・ 無		

被害者	住所
	氏名 電話番号 (歳)

特定動物による被害届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者 住所（法人にあつては所在地）
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定動物に害を加えられたので、新潟市動物の愛護及び管理に関する条例第17条第4項の規定により届け出ます。

被害者	住所
	氏名 電話番号 (歳)
	職業等
事故が発生した日時 及び場所	日時 年 月 日 午前・午後 時 分 場所
被害の程度及び部位	
事故発生時の状況	

害を加えた特定動物	種類		体格	大・中・小
	特徴			
	飼主等	住所		
		氏名 電話番号		

犬又は猫の引取申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあつては所在地）
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

次の動物を飼養できなくなったので、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定により、引取りを申請します。

引取動物	動物の種類	犬又は猫の種類	年齢	性別	呼称	毛色	不妊去勢措置の有無	備考
	犬・猫							
	犬・猫							
	犬・猫							
	犬・猫							
	犬・猫							

注1 動物の種類のカラムは、該当するものに○を付けてください。

2 添付書類として、引取り動物飼育環境調査票を添付してください。

所有者の判明しない犬又は猫の引取申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住所（法人にあつては所在地）
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

所有者の判明しない犬又は猫を拾得したので、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、引取りを申請します。

動物の種類	犬又は猫の種類	年齢 (推定)	性別	毛色	体格 (大・中・小)	備考
犬・猫						
犬・猫						
犬・猫						
犬・猫						
犬・猫						

拾得した状況	日時 年 月 日 午前・午後 時 分 場所
所有者が判明しない理由	(見つけた時の状況などを具体的に記入してください。)

注 動物の種類欄は、該当するものに○を付けてください。

返還申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所（法人にあつては所在地）
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

次の動物について、新潟市動物の愛護及び管理に関する条例第20条第3項の規定により、返還を申請します。

犬種		性別	おす・めす
呼称		年齢	
体格	大・中・小	毛色等	
その他の特徴			
犬の鑑札番号	年度 第 号	犬の注射済票番号	年度 第 号
逸走した日時	年 月 日	午前・午後	時 分
逸走した理由			

別記様式第 1 1 号 (第 1 5 条関係)

第	号
身分証明書	
写真	所属
	職・氏名
<p>上記の者は、新潟市動物の愛護及び管理に関する条例第 2 5 条第 1 項の規定による立入調査をする職員であることを証明する。</p>	
年	月 日
新潟市長	
印	

第 年 月 日 号

告知書

住所（法人にあっては所在地）	
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	様

新潟市長 印

あなたは、次のとおり新潟市動物の愛護及び管理に関する条例第14条第 項の規定に違反し、犬又は猫の多頭飼養の届出をしていません。この行為は、同条例第32条の規定により過料処分の対象となります。

違反を確認した日	年 月 日	
飼養施設の所在地		
飼養数	犬 頭	猫 匹
理由		

この処分に先立ち、次のとおり弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

弁明の方法	により行うこととする。
弁明の期限	年 月 日（ ）
提出先	郵便番号 新潟市
	電話番号 ファックス

- 注1 あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。その場合は、委任状を提出してください。また、代理人がその資格を失ったときは、その旨を書面で提出してください。
- 2 期限までに弁明書の提出がない場合又は出頭のない場合は、弁明の機会を失います。

年 月 日

（宛先）新潟市長

弁明書

住所（法人にあっては所在地）	
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	
連絡先	電話番号
代理人氏名	
代理人住所	
代理人連絡先	電話番号（自宅・勤務先・携帯電話）
弁明の内容	<input type="checkbox"/> 弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 以下のとおり弁明します。
提出期限	年 月 日（ ）
提出先	郵便番号 新潟市 電話番号 ファックス

第 年 月 日

過料処分決定通知書

住所（法人にあっては所在地）	
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	様

新潟市長 印

あなたは、次のとおり新潟市動物の愛護及び管理に関する条例第14条第項の規定に違反しました。

違反を確認した日	年 月 日	
飼養施設の所在地		
飼養数	犬 頭	猫 匹
理由		

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例第32条の規定により、金 円の過料に処することを決定したので通知します。
納入通知書によりお支払いください。

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。